

**【案件 1】青森市地域防災計画の修正（案）について**

## 1 市町村地域防災計画修正の手引きに基づく修正

国の防災基本計画の修正や県の防災対策の見直し等を踏まえた青森県地域防災計画の修正に伴う「市町村地域防災計画修正の手引き」に基づき、青森市地域防災計画を修正する。

## (1) 修正が必須のもの

## ア 総則・災害予防計画編/第2章/第2部/第4節【避難対策】

(資料3-2の19頁～)

熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化であり、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で避難所運営の役割分担を定めておくことを追加する。

## イ 総則・災害予防計画編/第2章/第4部/第2節【要配慮者等安全確保対策】

(資料3-2の28頁～)

熊本地震の教訓や平成28年台風10号災害等を踏まえた災害対策の強化であり、避難行動要支援者の適切な管理、要配慮者施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認することなどを追加する。

## ウ 総則・災害予防計画編/第2章/第5部/第10節【土砂災害予防計画】

(資料3-2の44頁～)

熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化であり、大規模盛土造成地における住宅の耐震化の促進を追加する。

## エ 風水害等対策編/第1章/第11節【水防】

(資料3-2の78頁～)

平成28年台風10号災害等を踏まえた災害対策の強化であり、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして県が指定した河川以外の河川についても、役場等の所在に係る河川については、雨量の情報を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ河川水位等の情報を提供することを追加する。

## オ 風水害等対策編/第1章/第25節【廃棄物等処理及び環境汚染防止】

(資料3-2の95頁～、地震・津波対策編/第1章/第26節についても修正)

熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化であり、解体業者等と連携した損壊家屋の解体体制を整備することなどを追加する。

## カ 風水害等対策編/第3章/第3節【被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画】

(資料3-2の130頁～、地震・津波対策編/第2章/第3節についても修正)

熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化であり、罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討を追加する。

## キ 地震・津波対策編/第1章/第27節【被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定】

(資料3-2の139頁～)

熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化であり、住宅被害認定調査等について、被災者へ明確に説明することを追加する。

## (2) 修正を強く推奨するもの

## ア 風水害等対策編/第1章/第32節【広域応援】

(1資料3-2の100頁～、地震・津波対策編/第1章/第36節についても修正)

県独自の重要な修正事項であり、平成30年12月6日に締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町村への応援要請は、県へ要請する。 など  
 イ このほか、修正が任意のものもある。

## 2 青森市災害対策本部の代替施設の見直しに伴う修正

- (1) 平成30年1月4日に全面共有開始となった青森市役所駅前庁舎を代替施設とする。  
 (2) 青森地域広域事務組合消防合同庁舎の体育室(4階)については、消防災害対策本部と共同で使用することになっており、両本部の業務の混乱を防ぐため、青森市災害対策本部の場所を会議室とする。

【修正前】			【修正後(案)】			
順位	施設名称	設置室		順位	施設名称	設置室
1	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	体育室	→	1	青森市役所駅前庁舎	研修室 (5階)
2	青森市役所柳川庁舎	大会議室		2	青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会議室 (4階)
3	青森市福祉増進 センター	大会議室		3	青森市福祉増進 センター	大会議室

## 3 災害時における各種応援協定の追加等に伴う修正

### (1) 追加する協定

#### 【災害時における青森県市町村相互応援に関する協定】

ア 締結年月日：平成30年12月6日

イ 締結相手方：県及び県内すべての市町村

ウ 応援内容：県が災害に関する情報を集約し、応援を調整する。

- ① 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水、日用品等の生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- ③ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥ 避難者の受入
- ⑦ 災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

### (2) 削除する協定

#### 【大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定】

ア 削除の理由：災害時における青森県市町村相互応援に関する協定の締結により「廃止」したため

イ 締結年月日：平成18年9月29日

ウ 締結相手方：県及び県内すべての市町村

エ 応援内容：県の役割に関する定めがなく、県内市町村を6つの応援地区に分け、原則として被災地区ごとに応援地区(優先順位あり)を指定し、被災市町村の応援に当たる。

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定①～⑦と同じである。